

京極町農業委員会総会議事録

(第3回令和5年10月26日)

京極町農業委員会

京極町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年10月26日 午後1時30分から 1時50分

2. 開催場所 京極町役場 議員控室

3. 出席委員 (9 人)

| | |
|------|------|
| 1 番 | 酒井勇一 |
| 2 番 | 森 忠志 |
| 3 番 | 後藤尚浩 |
| 6 番 | 熊谷 聡 |
| 7 番 | 行天英宏 |
| 8 番 | 堅田 功 |
| 9 番 | 清本勝彦 |
| 10 番 | 粥川一也 |
| 11 番 | 船場 茂 |

4. 欠席委員 (2 人)

| | |
|-----|------|
| 4 番 | 横川順行 |
| 5 番 | 小山憲一 |

5. 議事日程

| | |
|----------|----------------------|
| 第1 | 会議録署名委員の指名について |
| 第2 報告第1号 | 総会諸報告について |
| 第3 議案第1号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 第4 議案第2号 | 荒廃農地に係る非農地判断について |

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 菊地健太

会計年度任用職員 菅野 梓

7. 会議の概要

開会時間 午後 1時30分

船場会長

これより第3回京極町農業委員会総会を開会いたします。

先ほど雑談の中でもありましたが、昨日くらいからアブラムシが大量発生しています。これも異常気象のせいなのかと思います。収穫作業も、夏場の猛暑のせいもあってか、皆さん例年になく苦勞なさっているかと思われます。収穫作業が忙しい中で今日も貴重な天気となっていますので、スムーズに進行していきたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

事務局長

本日、4番横川委員、5番小山委員は欠席の旨、連絡がありましたのでご報告いたします。

出席委員は11名中9名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

京極町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は船場会長にお願ひいたします。

議長

これより議事に入ります。まず日程第1の会議録署名委員及び会議書記の指名を行います。京極町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

それでは、3番後藤委員、6番熊谷委員にお願ひいたします。
なお、本日の会議書記には事務局の菅野氏を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

それでは、日程第2、報告第1号「総会諸報告について」、事務局より報告の朗読と説明をお願ひいたします。

事務局長

【報告第1号、朗読】

それでは、日程第2、報告第1号、総会諸報告についてご報告いたします。

委員各位が関係している事案のみ報告させていただきます。

1、第2回京極町農業委員会総会を、令和5年8月24日に京極町役場議員控室にて開催しております。

2、京極町農地利用状況調査、農地パトロールを第2回総会終了後に京極町一円を対象に実施しております。

4、その他報告事項について、後志地方農業委員会連合会管外視察研修が11月1日から2日に新篠津村、当別町、江別市を視察先として開催予定であり、船場会長、粥川会長職務代理者、清本委員、熊谷委員、事務局の5名で参加する予定で

す。また、新任農業委員等研修会及び地区別農業委員等研修会が11月24日に倶知安町の文化福祉センターで開催予定であり、本日、案内文書をお配りしておりますので出席をお願いします。

報告第1号につきましては以上となります。

議 長

ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

議 長

よろしいですか。それでは、以上で報告第1号の「総会諸報告について」を終わります。

続いて、日程第3、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

【議案書に基づいて、許可申請の内容を説明】

議案書1ページをご覧ください。日程第3、議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請についてご審議願います。

下記のとおり農地等を農地等以外の目的に供するため農地法第5条の規定による申請書の提出があったので、許可申請の内容について審議すると共に、一般社団法人北海道農業会議へ意見聴取を行うことについて議決を求める。令和5年10月26日提出。京極町農業委員会会長船場茂。記。番号1。申請者について。貸人、京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。借人、京極町字京極527番地、京極町。所在、字〇〇。地番、〇〇番。地目、公簿、現況ともに畑。地積、〇〇㎡。転用の目的は、公共堆雪場のための一時転用となります。

番号2。申請者については、番号1と同じ。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿、現況ともに畑。地積〇〇㎡。転用の目的は、番号1と同じく公共堆雪場のための一時転用となります。

次に、5条転用許可の内容について、議案書2ページからの審査表を基にご説明します。

番号1及び2については、京極町が当該農地を冬期間除雪を行う際の堆雪場として使用するための一時転用となりますが、それぞれの場所の農地区分が異なるため分けて審査を行っております。

はじめに、番号1について、申請地は、公民館下の町道松川線沿いにある、〇〇〇〇氏宅東側にある農地になります。ここの農地区分につきましては、京極町農業振興地域整備計画において農用地の指定がされていない農地であり、上下水道が埋設された道路沿いで、500メートル以内に公民館などの社会教育施設が複数存在していることから、市街地化が見込まれる区域内にある第3種農地と判断しております。第3種農地の転用については、原則許可できるとされており、申請

理由にも特段の問題はないものと考えます。また、この事業計画には実施の確実性があり、被害防除が発生するおそれが無いと判断できる3年以下の一時的な利用であることも考慮し、農地一時転用の許可相当であると考えます。

なお、番号1については、第3種農地であることから、北海道農業会議への意見聴取は不要となります。

続いて、番号2について、申請地は番号1と同じく、公民館下の町道松川線沿いにある、〇〇〇〇氏宅東側農地の一部となります。この農地区分については、京極町農業振興地域整備計画において農用地の指定がされている農用地区域内農地となります。当該地は町道が直角にカーブする突き当たり位置にあり、地形上北側と西側から除雪トラックにより押し込まれる雪が集積する箇所であり、道路敷地の余裕が殆どないため、農用地内に雪を堆積させる必要性については合理性があるものと判断しております。更に、申請地は町道隣接地であり、堆積された雪を搬出しやすい箇所であることから、農地への原状回復が容易であり、農業振興地域整備計画の達成にも支障はないものと考えます。また、この事業計画は実施の確実性があり、被害防除が発生するおそれが無いと判断できる3年以下の一時的な利用であることも考慮し、農地一時転用の許可相当であると考えます。

また、番号2番については、北海道農業会議との申し合わせ決議に基づき、意見聴取が必要となる事案に該当することから、本総会において同会議へ意見聴取を行うことについてお諮りするものです。

なお、本議案において許可相当であることが決定され、北海道農業会議からの回答が同じく許可相当と判断された場合は、会長専決により許可証を交付する取扱いとします。

議案第1号につきましては、以上となります。

議 長

ただいまの事務局の説明に関連して、1番、2番を森委員より、調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

森委員

【報告書朗読及び説明】

番号1番、2番について、議案書2ページからの審査表のとおり、10月20日に調査しました。番号1は第3種農地の一時転用であり、また春には畑に戻すということなので、問題はないと思います。番号2は農用地区域内となりますが、事務局が説明したように一時転用の許可要件を満たしていると判断できますので、許可相当とすることに問題ないと思います。

以上です。

議 長

ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。質問、意見のある方の発言を求めます。ございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

続いて、日程第4の議案第2号「荒廃農地に係る非農地判断について」を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 【議案書に基づいて、荒廃農地に係る非農地判断について朗読・説明】

議案書11ページをご覧ください。日程第4、議案第2号、荒廃農地に係る非農地判断についてご審議願います。

利用状況調査の結果、再生利用が困難と判定された農地について、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かについて議決を求める。令和5年10月26日提出。京極町農業委員会会長船場茂。記。別紙のとおり。

それでは、議案書12ページをご覧ください。

ここでお示ししている○筆の農地等につきまして、前回総会後に実施しております利用状況調査、農地パトロール並びに事前にお渡ししておりました資料に基づく荒廃農地の現況確認の結果、既に森林の様相を呈するなど農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地と考えられることから、農地法の運用に基づき、農地に該当しない旨の判断を行うものです。

なお、非農地として判断された後、非農地通知書を本人又は関係機関へ送付し、農地台帳からの削除を行う流れとなります。

議案第2号につきましては、以上となります。

議 長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。質問、意見のある方の発言を求めます。ございませんか。

粥川委員 確認依頼のあった農地を全筆見回りましたが、再生利用が困難な農地として判断いたしました。

議 長 他に質疑ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号については原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の報告、議案の審議はすべて終了いたしました。

この際、その他の件について、委員から発言がある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議 長

よろしいですか。それでは以上をもちまして、第3回京極町農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時間 午後1時50分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

会 長

議事録署名員

議事録署名員

次回の総会の日程について、予定 11月22日(水) 午後1時30分